

別紙

1 共通事項

- (1) 広報啓発の企画内容は、令和7年度人権週間広報等業務委託の企画コンペにおいて受託者がプレゼンテーションしたものを原案とする。
- (2) 受託者は、原案に基づき県に作品を提出し、その審査を受けるものとする。審査の結果、必要があれば県の指示に従い修正するものとする。

2 人権啓発ポスターの制作、配付及び掲示

(1) 人権啓発ポスターの制作

- ア 受託事業者は、人権啓発ポスターに使用するデザイン及びキャッチコピー等の制作に係る一切の業務を行う。
- イ ポスターは、B2版、カラー4色刷とし、「愛知県イメージアップマーク（カラー又はモノクロ）」を付し、その下部に「愛知県・愛知県教育委員会」及び「法務省委託事業」の文言を付すこと。
- ウ ポスターについては、「愛知県人権尊重の社会づくり条例」（令和4年4月1日施行）及び「あいち人権推進プラン」（令和6年3月25日策定）の趣旨を踏まえたものとする。色校正を1回以上行う。色校正については、県と十分協議の上、その指示に従うこと。
- エ ウで作成したポスターのデザインを用いて、発泡ボードによるB1版のパネルを2セット作成すること。
- オ 版下の著作権は県に帰属し、県が別途作成する啓発用物品等に使用できるものとする。また、ポスターは、本広報期間終了後も使用することを前提とし、使用期間に制限がないようにすること。

(2) 人権啓発ポスターの配付及び掲示

- ア ポスター3,000部を印刷し、県及び県が別途指定する各機関に相当部数を納品すること。

イ 成果物及び納期

(ア) ポスター（3,000部）

- | | |
|----------|---------------|
| ・ 県の納品分 | 2025年11月7日（金） |
| ・ 各機関納品分 | 11月14日（金） |

(イ) ポスターパネル（2セット）

11月7日（金）

(ウ) 電子データ（PDF及びJPEG形式をCD-Rで提出）

9月30日（火）

3 交通広告の制作及び掲出

(1) 交通広告の制作

ア 受託事業者は、交通広告に使用するデザイン及びキャッチコピー等の制作に係る一切の業務を行う。

イ デザイン及びキャッチコピーは、「2 人権啓発ポスターの制作、配付及び掲示」で制作したポスターを原案とし、交通広告用にレイアウトし直したものとする。

ウ 駅貼広告には、次の文字等を付すこと。

(ア) 人権週間 12月4日～10日

(イ) 愛知県イメージアップマーク

(2) 交通広告の掲出

ア 受託事業者は、交通広告の掲出に係る全ての業務を行うものとする。

イ 交通広告は、駅貼広告とし、掲出する交通機関は、愛知県内に路線を有する鉄道会社（名古屋市営バス・地下鉄を除く。）のうち、企画提案によるものとする。

ウ 掲出する形態及び掲出枚数等については、企画提案によるものとする。

エ 掲出期間については、2025年12月4日（木）から10日（水）までの人権週間を広報するのにふさわしい期間とすること。

オ 駅貼広告は、必ず次の駅を企画提案に盛り込むこととする。

(ア) J R東海 B1版

名古屋駅連絡通路（12枚）、豊橋駅（7枚）、大曾根駅（5枚）

（2025年12月1日（月）から12月7日（日）まで）

(イ) 名古屋鉄道 B1版

金山駅ポスタージャック（中央改札セット） 58枚

（2025年12月1日（月）から12月7日（日）まで）

特急8駅セット 32枚（2025年12月1日（月）から12月7日（日）まで）

(3) 成果物

ア 電子データ（PDF及びJPEG形式をCD-Rで提出）

イ 各鉄道会社の掲出証明書

ウ 交通広告の掲出状況を撮影した現場写真（電子データ（PDF・JPEG）でも可）

4 Webサイトの制作及び管理

(1) Webサイトの制作

ア 受託事業者は、Webサイトの制作に係る一切の業務を行う。

イ 令和7年度人権週間に関するWebサイトを制作すること。

ウ Webサイトには、「2 人権啓発ポスターの制作、配付及び掲示」で制作したポスターを掲載するものとする。

エ 愛知県のWebサイトであることが分かるよう明示し、愛知県公式Webサイトのうち、人権推進課のページ※へのリンクを設置すること。

※<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/>

オ URL には、愛知県が提供するサブドメイン（〇〇.pref.aichi.jp）を利用すること。

カ Webサイトの制作にあたっては、別紙1「委託事業Web ページ作成及びサーバ構築時の注意点」に記載の内容に留意すること。

(2) 視聴コンテンツ等の制作

ア 受託事業者は、視聴コンテンツ等の制作に係る一切の業務を行う。

イ 「4 (1) Webサイトの制作」で制作したWebサイト内で視聴、体験可能なコンテンツを制作すること。

ウ 視聴コンテンツは、インターネットを活用した人権啓発として効果が期待できるものとし、その内容等は企画提案によるものとする。

(3) Webサイトの管理

ア 受託事業は、Webサイト管理に係るすべての業務を行うものとする。

イ 開設期間は、2025年11月14日（金）から2026年2月28日（土）までとする。

(4) 成果物

Webサイトの掲載内容、開設期間中のアクセス数等で構成される実施報告書1部、電子データ一式を作成すること。

5 インターネット広告の制作及び掲載

(1) インターネット広告の制作

ア 受託事業者は、インターネット広告に使用するデザイン及びキャッチコピー等の制作に係る一切の業務を行う。

イ デザイン及びキャッチコピーは、「2 人権啓発ポスターの制作、配付及び掲示」で制作したポスターを原案とし、インターネット広告用にレイアウトし直したものとする。

(2) インターネット広告の掲載

ア 掲載する形態及び掲載規模等については、企画提案によるものとする。

イ インターネット広告は次の2種類の方法を企画提案に盛り込むこととする。

(ア) Xウェブサイトカード (50万以上imps以上)

(イ) Yahoo!ディスプレイアドネットワーク等で、150万imps以上と同等の啓発効果が得られる方法

ウ インターネット広告は、「4 Webサイトの制作及び管理」で開設したWebサイトにリンクさせるものとする。

(3) 成果物及び納期

電子データ (バナー画像等をCD-Rで提出) 広告掲載日の3日前まで

6 追加提案

追加提案は、事業の趣旨・目的に合致し、効果的と認められる事業とすること。